

特別史跡熊本城跡保存活用委員会の公募委員の選考に関する要綱

制定	平成27年	1月28日	観光文化交流局長決裁
改正	平成29年	2月10日	経済観光局長決裁
	平成31年	2月5日	熊本城総合事務所長決裁
	令和4年	4月1日	文化市民局長決裁
	令和5年	4月1日	文化市民局長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、特別史跡熊本城跡保存活用委員会の委員を公募により選任するため、必要な事項を定めるものとする。

(公募委員の定数)

第2条 公募により選任する委員（以下「公募委員」という。）の定数は、1人とする。

(選考委員会の設置)

第3条 公募委員の選考を公正に行うため、特別史跡熊本城跡保存活用委員会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

(選考委員会の組織)

第4条 選考委員会は委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長には熊本城総合事務所長を、委員には総務管理課長、復旧整備課長及び熊本城調査研究センター所長をもって充てる。

(選考委員会の所管事務)

第5条 選考委員会の所管事務は次のとおりとする。

- (1) 公募方法に関すること。
- (2) 選考方法及び審査項目に関すること。
- (3) 応募資格に関すること。
- (4) その他、公募委員の選考に関すること。

(会議の招集)

第6条 選考委員会の会議は、委員長が招集する。

(事務局)

第7条 選考委員会の事務局は、熊本城調査研究センターとする。

(選考手続)

第8条 公募委員の候補者（以下「候補者」という。）の選考にあたっては、別に定める選考基準に基づき審査を行う。

(選考後の手続)

第9条 委員長は、候補者を市長に報告するものとする。

2 市長は前項の候補者に対し、特別史跡熊本城跡保存活用委員会の委員就任についての同意を得るものとする。

3 前項の候補者が辞退した場合には、次の点の者を候補者として繰り上げるものとする。この場合において、同項の規定は、当該繰り上げた候補者について準用する。

4 市長は、前3項の手続の後、同意を得た候補者を委員として任用するものとし、他の応募者に対して選考の結果を通知するものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、公募委員の選任に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。